

行政に対する苦情の受理状況報告書

(令和3年11月分)

参議院行政監視委員会では、「行政に対する苦情の取扱いについて」(平成30年12月10日理事会確認)に基づきまして、広く国民の皆様から行政に対する苦情を受け付けております。

行政に対する苦情の取扱いについて

1. 苦情の範囲

行政監視委員会は、行政制度・施策の改善及び行政運営上の遅延、不適切、怠慢、不注意、能力不足などによって生じた不適正行政による具体的な権利・利益の侵害に関する苦情を受理する。

2. 苦情の受付

苦情は、参議院ホームページ上の入力フォームのほか、行政監視委員会又は同委員長に宛てた封書・はがき及びFAXにより受け付ける。

3. 受理した苦情の委員への報告

受け付けた苦情のうち、内容が不適当なもの以外の苦情を受理し、調査室において報告書(月報)として取りまとめ、委員に配付する。

4. 行政監視委員会における調査への活用

受理した苦情は、行政監視委員会において調査の端緒として活用する。

行政に対する苦情受付制度は、本委員会が行政監視活動を行うに当たり、国民の皆様から寄せられた行政に対する苦情を基礎的な資料・情報源の一つとして活用しようとするものです。寄せられた苦情に対して個別に応えるものではありません。また、行政以外の立法や司法等に関する苦情は対象ではありません。

令和3年12月

参議院行政監視委員会調査室

行政に対する苦情の受理状況（令和3年11月1日～30日）

上記期間に受理した苦情は、以下の13件です。

苦情に関するお問い合わせ：行政監視委員会調査室（内線75366）

	件 名 ・ 要 旨	受理年月日
1	【警察官の職務質問による新型コロナウイルス感染について】 新型コロナウイルスに感染している警察官から職務質問を受け、国民が同ウイルスに感染した可能性がある。調査を行い、そのような事態が発生していたのであれば賠償等をするとともに、同様の事態が生じないよう警察行政の質の向上を図ってほしい。	R3. 11. 2 ホームページ
2	【保護命令制度等について】 ・保護命令制度は、配偶者や交際相手からの暴力・脅迫行為を申立ての対象としているが、両親等の実の家族からの行為を対象としていないのは問題である。 ・住民票の閲覧制限は、ドメスティック・バイオレンス等の被害者が加害者に住所を探索されることを防ぐ制度であるが、当該被害者が債務者、加害者が債権者である場合に破産申立手続を行うと、債権者への通知や債務者の住所の官報掲載により、加害者に住所を知られるおそれがあるため、破産申立手続に支障が生じている。 ・選挙に立候補するために要する費用が高額であるため制度を変えてほしい。 ・総務省が実施しているインターネットによる行政相談受付について、利用にあたりメールアドレスの入力を求めることはやめた方がよい。 ・生活保護制度について、一人暮らしの生活保護受給者は大学に進学することができない現行制度は改めるべきである。家電リサイクル料金の徴収をやめてほしい。大学入学共通テストの検定料等について、東日本大震災の被災者だけでなく、生活保護受給者も免除対象としてほしい。	R3. 11. 2 ホームページ
3	【国家資格試験に関する中小企業庁の対応について】 国家資格である中小企業診断士の試験問題に疑義があったため、所管する中小企業庁に問い合わせたところ、試験問題には関与していないため回答できないとの対応であった。しかし、昨年、中小企業庁に同様に試験問題について問い合わせた際には回答を受けており、職員の行動の整合性が取れておらず問題である。	R3. 11. 4 ホームページ
4	【公平な支援の在り方について】 18歳以下の子供への給付金等を検討するに当たり所得制限を設けるべきではない。支給対象から外れる場合であっても、コロナ禍で収入が減少し、子育てが大変な家庭は多い。数字だけを見て決めるのではなく、国民に寄り添って現状を見てほしい。	R3. 11. 8 ホームページ

	件 名 ・ 要 旨	受理年月日
5	【公平な支援の在り方について】 子供への給付金を検討する際に、支給対象を18歳以下とするべきではない。子供を大学に通わせている家庭の中には、奨学金を受けながら苦しい生活をしている家庭もある。18歳までで子育てが終わるわけではなく、世間の実情をきちんと調査した上で物事を決めてほしい。	R3. 11. 9 ホームページ
6	【給付金の支給方法について】 給付金の支給方法として「記名式政府小切手方式」を採用し、迅速に郵送してほしい。課税措置の対象とすれば、実質的な所得制限も可能となる。区役所などにおいて申請するのは手間もかかる。行政の負担を軽減して他の業務にリソースを割いてほしい。	R3. 11. 14 ホームページ
7	【行政の業務委託先企業の面接時の対応について】 行政が業務委託により実施している就労支援員の求人に応募し面接を受けたが、業務委託先企業の担当者は応募者への配慮が全くなく、履歴書の内容を大声で嘲笑するなど酷い対応であった。行政は、市民の気持ちにもっと向き合い、こうした業務委託をなくすべきである。	R3. 11. 15 ホームページ
8	【法務行政について】 無期刑受刑者の仮釈放が非合理に抑制され事実上の終身刑となっていることにより、高齢受刑者が急増して刑務所が介護施設化し、医療・介護人材不足により正常な刑務所運営が圧迫され危機的状況にある。こうした現状や仮釈放を不許可とした事例について調査し、改善してほしい。	R3. 11. 15 郵送
9	【西武信用金庫による不正への金融庁の対応について】 金融庁は、西武信用金庫によって反復的に行われてきた多数の不適切な行為の事実を把握しているにもかかわらず、同金庫に対して被害者救済は不問とする一方、被害者からの情報開示請求に対しては積極的には応じず、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び刑事訴訟法の告発義務違反に該当する可能性が高いと考える。こうした対応は2年以上続いており、本来、金融機関をチェックする立場であるはずの金融庁によるこのような振る舞いは到底許されることではないと考える。	R3. 11. 17 ホームページ
10	【外国企業の誘致について】 巨額の国費を投じて台湾の半導体メーカーを日本に誘致しようとしているが、全く賛同できない。国内には優秀な半導体企業と技術者が多く存在しているにもかかわらず、これらをないがしろにして国が進んで外資に依存しようとしていることが理解できない。	R3. 11. 20 ホームページ
11	【在留外国人の比率が高い地方の存在について】 中国人の比率が高い地方や学校があり、放置すると国家の存在が脅かされるおそれがあるにもかかわらず、日本政府が未だに中国人を積極的に入国させ続けていることは疑問である。	R3. 11. 20 ホームページ

	件 名 ・ 要 旨	受理年月日
12	[外国人就労の無期限化について] 安易に外国人の受入れを行う政策を取りやめるべきである。きちんとした議論を経てルールを定めてからでなければ、ヨーロッパのように治安の悪化を招く可能性も高く、日本人の就労機会がなくなるおそれもある。むしろ機械化を進めることの方が大切である。	R3. 11. 24 ホームページ
13	[地球温暖化対策について] 地球温暖化対策に反対である。地球は寒冷期と温暖期を繰り返しており、仮に現在より温暖化が進んだとしても恐竜が生息していた時代より気温はずっと低いと考えられる。外国で積極的な発言が聞かれるからといって、地球温暖化対策のために国民を苦しめることがないようにしてほしい。	R3. 11. 24 ホームページ